

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議要綱

(目的)

第1条 個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪を防止し、県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができるように犯罪のない安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画の推進に関する事。
- (2) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり防犯指針の普及に関する事。
- (3) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画及び防犯指針の変更・修正に関する事。
- (4) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議の支援に関する事。
- (5) その他長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進上の重要事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は、副知事(県民生活環境部担当)、警察本部長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議の事務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、副知事である副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じ会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、交通・地域安全課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(作業部会)

第7条 幹事会の円滑な運営に資するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、幹事長が指名する者を充てる。
- 4 部会員は、各課（室）の幹事が所属する課（室）の職員をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第8条 推進会議、幹事会及び作業部会の庶務は、交通・地域安全課に置きその事務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

この要綱は、平成17年8月29日から施行する。

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

この要綱は、令和4年5月12日から施行する

この要綱は、令和5年5月10日から施行する

(別表1)

	構 成 員
委 員	秘書・広報戦略部長 企画部長 総務部長 危機管理対策監 地域振興部長 文化観光国際部長 県民生活環境部長 福祉保健部長 福祉保健部こども政策局長 産業労働部長 水産部長 農林部長 土木部長 警察本部警務部長 警察本部生活安全部長 警察本部地域部長 警察本部交通部長

(別表2)

幹 事	構 成 員	
	秘書・広報戦略部	広報課長
	企画部	政策企画課長
	総務部	学事振興課長 スマート県庁推進課長
	危機管理部	防災企画課長
	地域振興部	地域づくり推進課長
	文化観光国際部	観光振興課長
	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 食品安全・消費生活課長
	福祉保健部	薬務行政室長 長寿社会課長 障害福祉課長
	福祉保健部こども政策局	こども未来課長 こども家庭課長
	産業労働部	経営支援課長
	水産部	漁政課長
	農林部	農政課長
	土木部	都市政策課長 道路建設課長 道路維持課長 港湾課長 河川課長 建築課長 住宅課長
	教育庁	児童生徒支援課長 生涯学習課長 体育保健課長
	警察本部警務部	犯罪被害者支援室長
	警察本部生活安全部	生活安全企画課長 人身安全・少年課長 サイバー犯罪対策課長
	警察本部地域部	地域課長
	警察本部交通部	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長